

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 個人情報保護委員会

1 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3%
全ての職員	77.3%*

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表に基づき一律に決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	103.3%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	98.0%
係長相当職	85.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	60.4%
31年～35年	—
26年～30年	73.7%
21年～25年	100.0%
16年～20年	122.0%
11年～15年	96.0%
6年～10年	81.9%
1年～5年	85.5%

* 地方公共団体からの出向者は、出向前の勤続期間を含まない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 女性職員が存在しない該当区分欄は「—」と記載している。

※ 令和6年5月15日 80.6%→77.3%に訂正